

令和4年第3回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和4年2月16日(水) 午後3時30分

2 場 所 市役所本庁舎 5階第3会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲

照井 渉

佐藤 和美

高橋 隆紀

照井 睦子

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長 齋藤 昌彦

総務課長 高橋 博信

学校教育課長 高橋 秀和

文化財課長 小田嶋 知世

学校給食センター所長 菊池 恵理子

中央図書館長 児玉 康宏

博物館長 杉本 良

鬼の館館長 小田嶋 孝

(2) まちづくり部

スポーツ推進課長 小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長 高橋 昌弘

子育て支援課長 小原 昌江

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案2件、協議1件が原案のとおり可決、承認された。

議案第2号 令和4年度教育行政施策の基本方針について

議案第3号 史跡八天遺跡保存活用計画（案）について

協議第2号 北上市立学校条例の一部を改正する条例について

協議第3号 北上市立学校条例の一部を改正する条例について

協議第4号 北上市体育施設条例の一部を改正する条例について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午後 3 時30分)

教育長

それでは、ただいまから令和 4 年第 3 回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は 5 人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第 1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いします。

教育長

(「無し」との発言あり)

それでは、日程第 3 議事に入ります。

議案第 2 号「令和 4 年度教育行政施策の基本方針について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長

ただいま上程になりました議案第 2 号令和 4 年度教育行政施策の基本方針について、提案理由を申し上げます。

北上市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱である第2次北上市教育大綱の理念を実現するため、令和3年3月に策定した第3期北上市教育振興基本計画に基づき、令和4年度における教育行政施策の基本方針を定めようとするものであります。

内容につきましては、教育振興基本計画に定める2つの基本方針に基づき、施策体系ごとに重点的に進める施策を示すものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

前回の定例会における委員からのご指摘を踏まえ、一部を修正した内容となっております。

また、今後は、市議会に対して本基本方針から抜粋した教育長演説を提出する予定としております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、議案第3号「史跡八天遺跡保存活用計画（案）について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。文化

財課長

文化財課長

ただいま上程になりました議案第3号史跡八天遺跡保存活用計画の策定について、提案理由を申し上げます。

史跡八天遺跡保存活用計画は、国指定史跡である八天遺跡の望ましい将来像を描き出し、その実現に向けた基本方針を明示するとともに、保存・活用・整備や運営・体制について基本的な考え方と方法を示すものとして策定するものです。計画期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間です。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第3号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

文化財課長

今後のスケジュールとしましては、本日の定例会にて議決をいただいた後、令和4年4月から計画を周知・公表する予定としております。

まず、八天遺跡は更木町内の北上川に張り出す台地の上に位置しており、4,200年前から3,200年前の縄文時代の村の跡となります。

昭和53年2月22日に国指定遺跡に指定されており、昭和50年から52年の調査において、直径10mを超える大形円形建物が、何度も建築された跡が見つかっております。また、お墓と見られる跡から、耳、鼻、口の形をした土製の焼き物も見つかっており、縄文時代の村の跡が良好に残っていることと、当時の葬送儀礼を示す特異な遺物が出土していること、北上川を望む舌状台地上で縄文時代から中世まで長く続く土地利用が伺われることの3点を評価されて指定されたものとなります。

この際の評価に加え、指定後の調査研究でも、新たな価値を評価されているものであります。

この様な価値や要素を洗い出し、八天遺跡を今後活用する基本理念として、『地域とともに進化（深化）を続ける縄文時代の祈りの村「八天遺跡」』とする大綱を整理しております。

この理念を実現する基本方針を整理し、今後の保存活用整備に係る実施計画としては、保存、活用、整備、運営・体制の4つの視点から整理しております。

また、実施計画の期間としては、短期、中期、長期と区分して整理しております。短期計画としては、令和4年度から令和8年度までに、活用手法も含め、整備に向けた基本設計及び実施設計を進める予定としております。その後、中期計画として、令和9年度から令和13年度において、具体的な整備を進める内容としております。最後に、この状況を経過観察しながら、計画の見直しを進める内容としております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

照井渉委員

地域の教育資産、景観資産となる八天遺跡の活用が最も重要と捉えており、活用方法を十分に検討して貰いたいと思います。

私自身も、先日、博物館の展示解説会に参加し、八天遺跡の説明を受け、遺跡の重要性について、感銘を受けた所であり、現地説明会や展示会等も引き続き、開催を検討いただきたい。

なお、八天縄文まつりが、平成28年度の開催で終了している様ですが、どの様な理由で中止となったのでしょうか。

文化財課長

八天縄文まつりは、地元の更木町振興協議会が主催したイベントとでしたが、平成29年度からは、更木夏まつりの一部として、名称は変更となりましたが、引き続き、八天遺跡を活用してイベントが開催されております。

教育長

指定から40年を経過してしまいましたが、今年度、ここまで検討を進めることが出来たものであります。

地域からの要望も高い事業であり、引き続きの検討を進めたいと考えております。

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議

ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第2号「北上市立学校条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長

ただいま上程になりました協議第2号北上市立学校条例の一部を改正する条例について、協議理由を申し上げます。

この条例は、北上市立笠松小学校の改築に伴い、同校が移転することから、北上市立学校条例に規定された同校の位置を変更しようとするものであります。

なお、施行日は、令和4年4月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

施行日の令和4年4月1日は、開校日に合わせたものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第2号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第3号「北上市立学校条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長

ただいま上程になりました協議第3号北上市立学校条例の一部を改正する条例について、協議理由を申し上げます。

この条例は、北上市立立花小学校、北上市立黒岩小学校、北上市立口内小学校及び北上市立照岡小学校を廃止し、北上市立東桜小学校を新設しようとするものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第3号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

(担当課長から「特に無し」との発言あり)

教育長

改めて、質問等ございますか。

照井渉委員

施行日の令和5年4月1日は、開校日に合わせたものでしょうか。

総務課長

お見込みのとおり、施行日の令和5年4月1日は、開校日に合わせたものとなります。

なお、議案を笠松小学校の案件と分けておりますのは、学校の移転となる笠松小学校の案件と、学校の廃止が伴う本案件を区分したものととなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第3号は、原案のとおり承認することに御異議
ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第3号は、原案のとおり
承認することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第4号「北上市体育施設条例の一部を改正する条例
について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。スポ
ーツ推進課長

スポーツ推進課長

ただいま上程になりました協議第4号北上市体育施設条例の一
部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、北上市民藤沢広場に設置している夜間照明施設の
自動点灯盤を老朽化により更新することに伴い、夜間照明施設の
使用料を変更しようとするものであります。

なお、施行日は令和4年4月1日とするものであります。

よろしくご協議の上、承認を賜りますよう、お願い申し上げま
す。

教育長

ただいま提案されました協議第3号について、ご質問等があり
ましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

スポーツ推進課長

藤沢広場の照明点灯パターンは、これまで5パターンとなっ
ておりましたが、照明機器更新に伴い、現状の使用実績に沿った3
パターンに変更するものとなります。

使用料の根拠としましては、電気料金や電気設備保守点検費用

等から算定したものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第4号は、原案のとおり承認することに御異議
ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第4号は、原案のとおり
承認することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午後4時15分)